

令和5年度酒々井町教育委員会12月定例会議 議事録

開催日 令和5年12月22日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長	木村 俊幸	教育長職務代理者	林 洋子
	委 員	村重 浩二	委 員	大塚 益子
	委 員	河端 孝順		

出席職員	参事兼生涯学習課長	鈴木 潤一	こども課長	伊藤 尚志
	学校教育課長	會田 悦久	中央公民館長	佐藤 高信
	学校給食センター所長	伊藤 雄三	プレミアム酒々井館長	森田 克彦
	こども課副主幹	坂本 康宏	こども課副主査(書記)	高橋 秀和

1 開会時刻 14:05

2 議事録署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案 (議案第1号は非公開)

議案第1号 令和5年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について

議案第2号 酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

(2) 報 告 (公 開)

報告第1号 酒々井町使用料条例の一部を改正する条例の制定に係る議決について

報告第2号 酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議結果について

報告第3号 令和5年度12月補正予算の議決について

報告第4号 行政報告について

4 次回会議の予定 1月26日(金) 午前9時 西庁舎2階第1会議室

5 教育長・教育委員の予定

6 その他

7 閉会時刻 15:00

1 開会の言葉

木村教育長

ただ今より、令和5年度酒々井町教育委員会12月定例会議を開会いたします。

本日、石井教育次長につきましては、都合により欠席させていただきたいという連絡が来ておりますのであらかじめお伝え申し上げます。

2 議事録署名委員の指名

木村教育長

議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、林委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 議案

木村教育長

これから議題に入ります。本日の議事は、議案2件、報告4件です。

はじめに、非公開案件についてお諮りします。

議案第1号「令和5年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

木村教育長

ご異議ありませんので、議案第1号は、非公開とすることに決定しました。

それでは、議案第1号「令和5年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

非公開 令和5年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について

木村教育長

次に、議案第2号「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木参事兼生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

参事兼生涯学習課長

鈴木参事兼生涯学習課長

議案第2号「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」

町議会12月定例議会において、酒々井町行政組織条例の一部改正議案が可決され、文化観光課が新設されることとなり、酒々井町教育委員会行政組織規則の一部を町長部局の職員に補助執行させることとなりました。

つきましては、酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を別紙のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

後ほど報告第2号でご説明させていただきたいのですが、11月の定例教育委員会で本来教育委員会が所管している事務を町長部局の職員に補助執行させる協議の議決をいただきました。

その後、町議会で文化観光課の新設の条例案が可決されましたので、それを受けて今回の規則を制定することとなりました。

5ページをご覧ください。

条例の名称は、「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」でございます。

趣旨といたしまして、第1条「この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、酒々井町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員をして補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。」でございます。

次に、補助執行事務といたしまして、第2条「補助執行させる事務は、別表のとおりとする。」としており、別表では、共通補助執行事務と町長部局職員の補助執行事務が記載されております。

共通補助執行事務といたしまして、「(1) 予算の要求及び執行に関すること。」「(2) 物品の管理及び処分に関すること。」「(3) 補助執行事務に係る補助金・委託金等の他の機関に対する申請及び報告に関すること。」「(4) 町税外収入金に関すること。」「(5) 歳入歳出外現金の徴収、還付及び充当に関すること。」でございます。

町長部局職員の補助執行事務といたしまして、酒々井町行政組織規則（平成4年酒々井町規則第21号）別表第1文化観光課の部文化観光振興班の項に規定する事務のうち次に掲げる事務として、「(1) 歴史文化資産の活用に関すること。」「(2) まちの顔づくりに関すること。」でございます。

附則ですが、「この規則は、令和6年4月1日から施行する。」でございます。

来年の4月から文化観光課が新設され、この部分の事務を町長部局の職員に補助執行していただくということでございます。

この規則を制定する理由といたしまして、教育委員会の所管する事務分掌が町長部局に移り、町長部局の規則にこの2点が新しく入りますが、どの部分が本来の教育委員会所管の事務分掌かがこの規則がないと分からなくなりますので、「この部分は本来教育委員会の所管事務ですが、補助執行させています」という趣旨を規則に定めるためでございます。

説明は以上となります。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

教育委員の皆様がお考えの間、私の方から質問いたします。

文化観光課の補助執行事務については、あくまでも「歴史文化資産の活用に関すること」ですので、歴史文化遺産の保存や整備は生涯学習課がこれまでどおり行っていくことでよろしいですか。

鈴木参事兼生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

参事兼生涯学習課長

鈴木参事兼生涯学習課長

教育長のおっしゃるとおり文化財の保存・整備に関しましては、生涯学習課で行います。今回補助執行していただく部分は、主に、まちの顔づくりとして酒々井宿を中心とした文化財の活用やそれに付随する情報発信でございます。

木村教育長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないようですので、これから採決を行います。

議案第2号「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、議案第2号は可決されました。

以上で議案の審議を終わります。

(2) 報告

木村教育長

続きまして、報告に入ります。

はじめに、報告第1号「酒々井町使用料条例の一部を改正する条例の制定に係る議決について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木参事兼生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

参事兼生涯学習課長

鈴木参事兼生涯学習課長

報告第1号「酒々井町使用料条例の一部を改正する条例の制定に係る議決について」酒々井町使用料条例の一部を改正する条例の制定については、町議会12月定例会において原案のとおり可決されたので報告します。

7ページをお願いいたします。

内容といたしましては、11月定例教育委員会会議でお諮りして議決をいただいた案件でございます。使用料条例の一部を改正する条例ですが、中段をご覧ください。

まず、「別表第1 体育館の部を削る。」として、町民体育館を来年度解体する予定ですので、その使用料の部分を削るものでございます。

次に、その下、「別表第1に次のように加える。」とありますが、学校開放施設として、

小学校体育館、中学校体育館、中学校修学館、武道場、中学校テニスコートの使用料をそれぞれ200円と100円と定めております。

その下、施行期日をご覧ください。「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」でございます。

その下、経過措置として、「この条例による改正後の酒々井町使用料条例（学校開放施設に係る部分に限る。）の規定は、同年5月1日以後の学校開放施設の使用について適用し、同日前の学校開放施設の使用については、なお従前の例による。」でございます。毎月、学校開放施設については、翌月分を前月に申請していただくことになっておりますので、5月使用する分から料金を徴収するように定めております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

（意見、質問等なし）

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第1号」を終わります。

次に、報告第2号「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議結果について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木参事兼生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

参事兼生涯学習課長

鈴木参事兼生涯学習課長

報告第2号「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議結果について」

酒々井町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に補助執行させる協議については、別紙のとおり回答があったので報告します。

9ページをご覧ください。

11月定例教育委員会会議において、事務の補助執行について協議をしてよろしいかという議案を提出させていただきましたが、9ページがそれに対する町長部局からの回答となっております。「酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について（回答）」で、「令和5年11月24日付け酒生第117号において協議のあったこのことについて、補助執行することを承諾しましたので、その旨回答いたします。」と、協議を承諾した旨の回答がありました。

次に、10ページをお願いします。

9ページのとおり協議が成立した後、12月定例議会に町長部局において酒々井町行政組織条例の一部改正（文化観光課の新設）の議案が提出され、10ページのとおり議決しました。酒々井町教育委員会の権限に属する事務の補助執行について、「令和5年11月24日付け酒総第109号により回答しました標記の件につきまして、令和5年第6回酒々井町議会定例会において酒々井町行政組織条例の一部を改正する条例が可決され、令和5年12月14日付けで公布されました。つきましては、令和6年度から「文化観光課」を創設するにあたり、酒々井町教育委員会の権限に属する事務を町長の補助

機関である職員に補助執行させる旨、通知します。」でございます。11ページ、12ページが今回町議会に提出されて議決を受け、公布された一部改正の条例となっております。11ページの中段をご覧ください。(4) ぐらし安全協働課、及び(6) 文化観光課が新設された課となります。(6) 文化観光課として、「ア 歴史文化資産の活用、観光振興及びそれらの情報発信に関すること。」と、文化観光課の所管する主な事務が記載されております。

その下の附則をご覧ください。

施行期日として、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」でございます。

その下、酒々井町議会委員会条例の一部を改正する条例の附則でこの条例に併せて改正がなされております。文化観光課が酒々井町議会のどの常任委員会に属するかという定めが記載されており、教育委員会は教育民生常任委員会に属しておりますが、文化観光課は経済建設常任委員会に振り分けられました。

12ページの3酒々井町交通安全対策会議条例ですが、こちらはぐらし安全協働課の新設に伴う総務課からの名称の変更でございます。

酒々井町消防委員会条例の一部改正として、こちらも所管が総務課からぐらし安全協働課に移るものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないので、「報告第2号」を終わります。

次に、報告第3号「令和5年度12月補正予算の議決について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

報告第3号「令和5年度12月補正予算の議決について」

令和5年度12月補正予算については、町議会12月定例会において原案のとおり可決されたので報告するものでございます。

資料の14ページをお願いします。令和5年度12月補正予算の概要ですが、教育費令和5年度予算現計といたしまして、10億8,617万2,000円のところ、12月補正予算といたしまして、1,787万6,000円を増額するものでした。合計いたしまして、11億404万8,000円となるものです。

11月の定例教育委員会会議でご審議いただきまして、12月の町議会において原案のとおり可決されました。

以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第3号」を終わります。

続きまして報告第4号「行政報告について」を議題とします。まずは私からご報告いたします。

はじめに、感染症関連についてご報告いたします。インフルエンザについてですが、11月定例会以降昨日までの町立小中学校児童生徒及び教職員の感染状況についてですが、児童生徒は62人で、教職員は2人でした。臨時休業については、大室台小学校3年2組が学級閉鎖しました。なお、コロナの感染者は児童生徒が3名でした。以上が感染症関連の報告ですが、次回の定例教育委員会会議以後は、特段の事情が無い限り割愛させていただきますので、ご承知おき下さい。

次に、町長による授業「酒々井町の歴史講話」ですが、11月27日(月)は酒々井小学校で、12月4日(月)は大室台小学校で、いずれも6年生を対象として行われました。ふるさと学習「酒々井学」創設に当たり平成29年4月に「教育ファシリテーター」を配置してふるさと学習「酒々井学」に取り組みはじめ、平成30年11月に町長による授業を始めました。今年は6回目となり、今回はスライドの文字を少なくしたり、絵や図を多くするなど、児童にとってより分かりやすいように内容構成を改善しました。授業後の子ども達の振り返りシートに目を通しましたが、ほとんどの子が酒々井町の歴史に感嘆し、ふるさと酒々井に誇りと愛着を感じていました。

次に、小中交流あいさつ運動について報告いたします。11月30日(木)は大室台小学校で、12月1日(金)は酒々井小学校で、いずれも朝7時30分から行われました。今年は両日とも暖かく、ワイシャツ姿や半袖姿が見受けられ、元気な声が行き交っていました。勝っタネくんにも登場していただきました。今年も中学生のキビキビした様子に接し、頼もしく思いました。

次に、10日(日)に開催された印旛郡市駅伝競走大会について報告いたします。中学校の部はほとんどの学校が1・2年生で構成されており、実質的に新人戦でした。酒々井中学校は男女とも参加し、男子が5位となり、県新人戦に出場することになりましたが、女子は7位ということで惜しくも出場を逃しました。悔しさをバネに今後の奮起を期待したいと思っております。また、一般の部では、酒々井町は5位と健闘していただきました。

以上ですが、この他にも12月13日(水)の順天堂大学箱根駅伝出場激励会、4年振りに開催された15日(金)の昭苑こども園のクリスマス祝会に出席しました。そして、21日(木)には、リッチハートミニミニクリスマスコンサートを急遽開催させていただきました。これらにつきましては割愛させていただきます。

私からの報告は以上とさせていただきます。続いて教育委員の皆様からお願いいたします。

林教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

林教育長職務代理者

林教育長職務代理者

12月15日（金）昭苑こども園のクリスマス祝会に出席してきましたので、報告します。

法人設立の理念である聖書の教えに基づき、キリスト教保育を日々の保育に展開している昭苑こども園では、このクリスマスを一年のクライマックスと位置づけ、本当のクリスマスの意味を子ども達と共に考える日々を過ごしているとのことでした。

「クリスマスおめでとう」「サンタは、本当にいるの」等のメッセージを年長、年中、年少の組に分かれて披露してくれました。また、サンタクロースやマリア様の衣装に身を包み、お遊戯を各クラス毎に発表しました。舞台に出てくるだけで、何とも言えない可愛らしさがあり、大きな拍手が沸き起こりました。園児も舞台上から我が親を見つけ手を振り、フロアにいる親も我が子に手を振り、とても微笑ましい姿を拝見しました。笑顔一杯のクリスマス祝会でした。

衣装や装飾、会場作り等の準備が大変であったことと思いましたが、その分子ども達の喜びの大きさが伝わりました。

以上です。

木村教育長

ご報告いただきありがとうございます。他に、教育委員の皆様から報告することはございますか。

林教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

林教育長職務代理者

林教育長職務代理者

他にございません。

木村教育長

続きまして、事務局から順次ご報告いただきたいと思います。

鈴木参事兼生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

参事兼生涯学習課長

鈴木参事兼生涯学習課長

従来は教育次長が町議会の報告を行っていましたが、本日は欠席ですので、私から説明させていただきます。

私からは、12月5日（火）から12月14日（木）まで町議会12月定例会が開催されましたので、その概要を報告いたします。

教育委員会からの提出議案は、町使用料条例の一部改正及び、一般会計補正予算の2件でございまして、議決結果につきましては、報告第1号及び3号で、報告したとおりです。

また、教育委員会からの提出案件ではありませんが、先ほど議案等でご説明したとおり、令和6年4月に文化観光課を新設する条例改正案が賛成多数で可決されました。

それでは、議案の審議経過等についてご報告いたします。

12月8日（金）に開催されました教育民生常任委員会において、使用料条例の一部改正及び、一般会計補正予算の委員会担当分野について審議され、賛成全員で可決すべ

きものと決しました。

続いて、12月12日（火）から14日（木）にかけて一般質問が行われ、教育委員会に関連するものとして、7名の議員から質問がありましたので、その主な概要を申し上げます。

はじめに、酒々井小学校の改修事業の今後のスケジュール、改修事業の内容等について質問があり、詳細は現在検討中であり、単に劣化した学校施設・設備を竣工時の状態に戻すだけではなく、学びの場としてその機能や性能を現在求められている水準まで引き上げ、教育環境の質的向上と地域を含めた学校施設の利用等も考慮し、安全・安心な施設環境の確保に努めたいと、答弁しました。

続いて、町体育館の解体事業について質問があり、令和6年2月までの工期で実施設計を実施しているところであり、解体工事については、令和6年度当初から入札・契約等の準備を進め、夏休み期間中に主要な工事が実施できるよう計画している。また、跡地は学校用地としての使用を考えている旨答弁しました。

続いて、学校給食センターの今後のあり方の検討について、2名の議員から質問があり、主なものを申し上げます。

自校方式を検討しない理由はどの質問があり、小中3校に調理施設を新たに建設し、設備を揃え、その後により維持管理をしていくことは、合理性に欠けると判断したものです。と答弁しました。

また、富里市給食センターへ業務委託した場合の考えについて複数質問があり、改善要望等が発生した場合、対等の立場で協議することが担保されるかについては、富里市との協議は、対等に行われており、今後さらに相互理解を深め、良好な関係を維持してまいりますと答弁しました。

委託後の町センター職員の処遇については、委託後に残る事務量等を勘案しながら、適正に配置されるものと考えている旨答弁しました。

また、地産地消としている食材の調達については、野菜などは、富里市産のものを中心に調達されることになると考えており、酒々井町産の野菜等の使用については、使用方法や入札への参加方法などを含めて協議を進め、現在、町の給食に野菜等を納めている、「給食出荷部会」等の方々とも今後の方向性について話し合いを考えている旨答弁しました。

また、米飯において、現在委託している民間事業者が変更される可能性については、これまでどおり酒々井産米を地元業者が炊飯し配送・回収するケースと、富里市産米を富里市学校給食センターで炊飯し配送・回収するケースが想定されると答弁しました。

続いて、富里市給食センターとの共同処理についての協議の見通しについて質問があり、学校給食の調理・配送・配膳の業務委託について、経費の推計や業務の精査など詳細検討を進めている旨答弁しました。

また、共同処理のメリットデメリットはどの質問があり、経済的な合理性が挙げられ、新築移転の場合、用地費、造成費、建設費、設備・備品購入費のほか、設計・監理費が必要になるが、共同処理の場合、これらの費用が初期経費を除き不要になり、ランニングコストにもスケールメリットによる経費縮減が見込まれる。

そして、相互に経済的なメリットが得られる広域的な関係を構築していくことは、今後、少子高齢化の進展や町の財政状況が一層厳しくなると見込まれる中で、極めて有効なことと考えている。

一方、具体的にデメリットと考えられる部分はなく、今後、そのような事例が確認された場合は、その軽減に向けて協議・調整していくと考えている旨答弁しました。

続いて、青少年交流の家の裁判について、4名の議員から質問があり、和解案受け入れの是非、見通し等、裁判を継続した場合の費用、未利用に対する認識等について質問がありました。

和解案受け入れの是非につきましては、顧問弁護士と協議を行い、調停金額1,400万円が当初契約金額及び町が積算した出来高金額と大きな乖離があること、また裁判所が、和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないことを理由に、和解案を受け入れないこととしました。

判決の見通しについては、裁判官より和解案を受け入れないことにより厳しい判決になると言われていますが、判決前であり町側の主張が正しく評価されると考えており、判決を不服とする場合には控訴し、そこで内容の審理がつくされるとともに、正しい判決が出されるものと考えている。

次に、裁判の継続により、上積みされる裁判費用についての認識については、納得のいかない和解案を受け入れるという判断をすることは、今後町が行う入札又その契約への悪影響があると考えることから、やむを得ないものとする。

次に、未利用に対する認識については、施設が使えないという事実について、町民の皆様にはご不便をかけ申し訳なく思っており、早期解決及び追加工事の実施により、利用出来るように努めます。

青少年交流の家の裁判については、以上のように答弁しました。

続いて、ランドセルの利用について質問があり、ランドセル症候群については、現在のところ確認されていないが、体への負担を軽くする方法の指導を行い、児童の心身に不調が起きないようにする配慮は必要と考えている。そして、各学校には持ち帰る学習用具を減らす取組を進めるよう依頼している。

ランドセルを軽量カバンにすることについては、学校ではランドセルと指定しているわけではないことから、ご家庭の工夫の一つと考えており、通学カバンの無償配布は、考えていない旨答弁しました。

以上が一般質問の主な内容となりますが、この他、男女共同参画に係る家庭教育学級の開催方法、文化財の維持管理について質問がありました。

私からの12月定例議会に係る報告は以上でございます。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

(報告)

會田学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

會田学校教育課長

(報告)

鈴木参事兼生涯学習課長
はい、議長
木村教育長
参事兼生涯学習課長
鈴木参事兼生涯学習課長

(報 告)

佐藤中央公民館長
はい、議長
木村教育長
中央公民館長
佐藤中央公民館長

(報 告)

伊藤学校給食センター所長
はい、議長
木村教育長
学校給食センター所長
伊藤学校給食センター所長

(報 告)

森田プリミエール酒々井館長
はい、議長
木村教育長
プリミエール酒々井館長
森田プリミエール酒々井館長

(報 告)

木村教育長

委員の皆さんからのご報告、事務局からの報告がございました。これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問等があれば、ご発言をお願いします。

皆さんがお考えの間、私から発言いたします。

先ほど鈴木参事から議会における質問について報告があり、その中で学校給食センターの件につきましても説明がありましたが、会議終了後、別室で学校給食センターから、富里市の学校給食センターの利用に関するを中心、委員の皆様方に説明がありますので、よろしく願いいたします。

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、以上で報告を終わります。

4 次回会議の予定

木村教育長

続きまして、「次回会議の予定」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

次回会議の予定ですが、令和6年1月26日（金）午前9時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

併せまして2月の予定ですが、2月22日（木）午後2時30分から同会議室で予定させていただいております。以上でございます。

木村教育長

事務局の説明のとおり、次回会議は1月26日（金）午前9時から、2月は22日（金）午後2時30分から行うことでよろしいですか。

（全員了承）

木村教育長

それでは、そのようにご予定願います。

なお、2月22日（木）は、教育委員会表彰式や令和6年度の教育施策についての意見交換会も実施予定で、スケジュールが立て込んでいるため、終了時間が若干遅くなることが予想されますので、あらかじめご了承ください。

以上で、次回会議の予定を終了します。

5 教育長・教育委員の予定

木村教育長

続きまして、「教育長・教育委員の予定」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

（予定説明）

木村教育長

事務局の説明が終わりました。お聞きのとおりご予定願います。

以上で、教育長・教育委員の予定を終わります。

6 その他

木村教育長

続きまして、「その他」を議題とします。事務局から、その他はございますか。

(事務局その他なし)

木村教育長

事務局からその他はないようですが、委員の皆さんからその他はございませんか。

(教育委員その他なし)

木村教育長

ないので、以上でその他を終了します。

7 閉 会

木村教育長

以上をもちまして、本日の日程に掲げました案件は、すべて終了しました。

令和5年度酒々井町教育委員会12月定例会議を閉会いたします。

(15:00)

議事録署名 教育長

委 員

議事録作成職員

こ ども 課